

船橋市動物の愛護及び管理に関する条例

改正後	改正前
<p>○船橋市動物の愛護及び管理に関する条例 平成14年12月27日 条例第54号 改正 平成18年 3月31日条例第9号 平成25年6月17日条例第23号 平成31年3月29日条例第1号 令和2年3月30日条例第8号 <u>令和3年3月29日条例第11号</u> 船橋市動物の愛護及び管理に関する 条例</p>	<p>○船橋市動物の愛護及び管理に関する条例 平成14年12月27日 条例第54号 改正 平成18年 3月31日条例第9号 平成25年6月17日条例第23号 平成31年3月29日条例第1号 令和2年3月30日条例第8号 船橋市動物の愛護及び管理に関する 条例</p>
<p>目次 第1章 総則(第1条—第5条) 第2章 動物の適正な飼養(第6条—第8条) 第3章 動物の収容、引取り等(第9条—第11条) 第4章 勧告及び措置命令(第12条) 第5章 雑則(第13条—第16条) 第6章 罰則(第17条—<u>第22条</u>) 附則 第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に基づく必要な措置その他動物の愛護及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、<u>動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 動物 人が飼養(保管を含む。第5条第2項から第4項まで、第9条第5項及び第1</p>	<p>目次 第1章 総則(第1条—第5条) 第2章 動物の適正な飼養(第6条—第8条) 第3章 動物の収容、引取り等(第9条—第11条) 第4章 勧告及び措置命令(第12条) 第5章 雑則(第13条—第16条) 第6章 罰則(第17条—<u>第21条</u>) 附則 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に基づく必要な措置その他動物の愛護及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 動物 人が飼養(保管を含む。第5条第2項及び第3項、第7条、第9条第5項並び</p>

1条第3項を除き、以下同じ。)をする動物で哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するものをいう。

- (2) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (3) 施設 動物の飼養をするための工作物をいう。
- (4) 野犬 飼い主のいない犬をいう。
- (5) 係留 人の生命、身体又は財産に害を加えないように動物を固定した物に丈夫な綱、鎖等をつなぎ、又は柵、おりその他の囲いの中に収容し、逸走させないようにすることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、動物の健康及び安全の保持、動物が人に迷惑を及ぼすことの防止、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止等のため、動物の愛護及び管理に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等(市内に居住し、勤務し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。)は、動物の愛護及び管理に努めるとともに、市が法及びこの条例の規定に基づいて行う施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第4条の2 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、当該動物について終生にわたり飼養をする責務を果たす上で支障が生じないように次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

(1) 動物の習性、生理等に関する知識の習得

(2) 動物が周辺的生活環境に及ぼす影響の考慮

(3) 前2号に掲げるもののほか、住宅環境、家族構成の変化、動物の寿命等を考

に第11条第3項を除き、以下同じ。)をする動物で哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するものをいう。

- (2) 飼い主 動物の飼養をする者をいう。
- (3) 施設 動物の飼養をするための工作物をいう。
- (4) 野犬 飼い主のいない犬をいう。
- (5) 係留 人の生命、身体又は財産に害を加えないように動物を固定した物に丈夫な綱、鎖等をつなぎ、又はさく、おりその他の囲いの中に収容し、逸走させないようにすることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、動物の健康及び安全の保持、動物が人に迷惑を及ぼすことの防止、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止等のため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、動物の愛護に努めるとともに、市が法及びこの条例の規定に基づいて行う施策に協力するよう努めなければならない。

慮した、将来にわたり当該動物の飼養を  
することができるかどうかについての  
慎重な判断

(飼い主の責務)

第5条 飼い主は、動物の習性、生理等を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養をしなければならない。

2 動物の所有者は、動物について終生にわたり飼養をするよう努めなければならない。ただし、当該動物について畜産農業の用に供するために飼養をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

3 動物の所有者は、やむを得ず当該動物について終生にわたり飼養をすることが困難となった場合には、その動物の適正な飼養をすることができる者に譲渡するための取組に努めなければならない。

4 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、当該繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 飼い主は、災害が発生した場合における動物の飼養のための必要な準備を行うよう努めるとともに、災害が発生した場合には、当該動物の安全の保持、当該動物による事故の防止その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 動物の適正な飼養

(飼い主の遵守事項)

第6条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 動物の種類、発育状況、健康状態等に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。

(飼い主の責務)

第5条 飼い主(実質的に飼い主と同一視される者を含む。以下この条において同じ。)は、動物の習性、生理等を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養をしなければならない。

2 飼い主は、動物について終生にわたり飼養をするよう努めなければならない。ただし、当該動物について畜産農業の用に供するために飼養をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

3 飼い主は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、当該繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 動物の適正な飼養

(飼い主の遵守事項)

第6条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 動物の種類、発育状況、健康状態等に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。

- (2) 動物が疾病にかかり、又は負傷した場合には、速やかに必要な処置を行うこと。
- (3) 動物の種類、発育状況、習性等に適した施設を設けること。
- (4) 動物の鳴き声、動物の排せつ物等による悪臭又は動物から飛散する羽若しくは毛により人に迷惑を及ぼすことのないように飼養をすること。
- (5) 動物が道路、公園その他の公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷することのないように飼養をすること。
- (6) 施設の内外の清掃を定期的に行うとともに、動物の排せつ物その他の廃棄物を適正に処理すること。
- (7) 動物が逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容するよう努めること。
- (8) その他動物が人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼養をすること。

2 犬の飼い主は、前項の遵守事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 犬を係留しておくこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - ア 警察犬、盲導犬等をその目的のために使用するとき。
  - イ 犬を制御できる者が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所及び方法で当該犬を訓練するとき。
  - ウ 犬を制御できる者が当該犬を確実に制御しうる綱、鎖等で保持して移動し、又は運動させるとき。
  - エ その他規則で定めるとき。

(2) 犬を道路、公園その他の公共の場所

- (2) 動物が疾病にかかり、又は負傷した場合には、速やかに必要な処置を行うこと。
- (3) 動物の種類、発育状況、習性等に適した施設を設けること。
- (4) 動物の鳴き声、動物の排せつ物等による悪臭又は動物から飛散する羽若しくは毛により人に迷惑を及ぼすことのないように飼養をすること。
- (5) 動物が道路、公園その他の公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷することのないように飼養をすること。
- (6) 施設の内外の清掃を定期的に行うとともに、動物の排せつ物その他の廃棄物を適正に処理すること。
- (7) 動物が逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容するよう努めること。
- (8) その他動物が人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼養をすること。

2 犬の飼い主は、前項の遵守事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 犬を係留しておくこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - ア 警察犬、盲導犬等をその目的のために使用するとき。
  - イ 犬を制御できる者が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所及び方法で当該犬を訓練するとき。
  - ウ 犬を制御できる者が当該犬を確実に制御しうる綱、鎖等で保持して移動し、又は運動させるとき。
  - エ その他規則で定めるとき。

(2) 犬を道路、公園その他の公共の場所

において移動し、又は運動させるときは、当該犬が排せつしたふんを処理するための用具を携行するとともに、当該ふんは、当該用具を使用して、直ちに当該場所から除去し、当該犬の飼養をする施設に持ち帰ること。

- (3) 人をおそれのある犬を移動し、又は運動させるときは、口輪をかけること等により人の生命又は身体に害を加えないようにすること。

3 猫の飼い主は、第1項の遵守事項を遵守するほか、疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し、並びに周辺的生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように当該猫について屋内で飼養をするよう努めなければならない。

(多数の犬又は猫の飼養に係る届出)

第6条の2 犬又は猫(いずれも生後91日未満のものを除く。以下この条において同じ。)の飼い主(法第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者、法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者その他規則で定めるものを除く。)は、その犬又は猫の数(犬及び猫の飼養をする場合にあっては、これらの数を合計した数。以下同じ。)が一の施設(当該犬又は猫の飼養をする土地を含む。以下この条において同じ。)において規則で定める数以上となったときは、その日から30日以内に、施設ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 施設の所在地
- (3) 犬又は猫の数及び種類
- (4) 施設の構造及び規模
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

において移動し、又は運動させるときは、当該犬が排せつしたふんを処理するための用具を携行するとともに、当該ふんは、当該用具を使用して、直ちに当該場所から除去すること。

- (3) 人をおそれのある犬を移動し、又は運動させるときは、口輪をかけること等により人の生命又は身体に害を加えないようにすること。

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号(第2号を除く。)に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る犬又は猫の数が同項の規則で定める数未満となったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(表示義務)

第7条 犬の飼い主は、当該犬の飼養をする土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に、当該犬の飼養をしている旨の表示をしなければならない。

(事故発生時の措置等)

第8条 2—犬の飼い主は、犬が人をかんだときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

23 犬の飼い主は、犬が人をかんだときは、当該犬について獣医師の検診を受けさせなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(野犬等の収容等)

第9条 市長は、第15条に規定する船橋市動物愛護管理員及び船橋市動物愛護指導員(同条を除き、以下「管理員等」という。)に野犬又は第6条第2項第1号の規定に違反して係留されていない犬(以下「野犬等」という。)を収容させ、又は収容のため捕獲させることができる。

2 管理員等は、野犬等を捕獲するためにやむを得ない場合で次の各号のいずれかに該当するときは、合理的に必要と判断される限度において、飼い主その他の者の土地、建物(人の居住する建物を除く。)等に立ち入ることができる。ただし、当該土地、建物等の所有者又はこれに代わるべき者が正当な理由によりこれを拒んだときは、

(表示義務)

第7条 犬の飼い主は、当該犬の飼養をする土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に、当該犬の飼養をしている旨の表示をしなければならない。

(事故発生時の措置等)

第8条 1 —犬の飼い主は、犬が人をかんだときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、犬が人をかんだときは、当該犬について獣医師の検診を受けさせなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(野犬等の収容等)

第9条 市長は、第15条に規定する船橋市動物愛護管理員及び船橋市動物愛護指導員(同条を除き、以下「管理員等」という。)に野犬又は第6条第2項第1号の規定に違反して係留されていない犬(以下「野犬等」という。)を収容させ、又は収容のため捕獲させることができる。

2 管理員等は、野犬等を捕獲するためにやむを得ない場合で次の各号のいずれかに該当するときは、合理的に必要と判断される限度において、飼い主その他の者の土地、建物(人の居住する建物を除く。)等に立ち入ることができる。ただし、当該土地、建物等の所有者又はこれに代わるべき者が正当な理由によりこれを拒んだときは、

この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産に害を与えた野犬等を捕獲するとき。
- (2) 付近の住民から人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある旨の通報があった野犬等を捕獲するとき。
- (3) 空地、山林その他立ち入ることにより物件等に損傷を与えることのない場所にいる野犬等を捕獲するとき。

3 何人も、管理員等が第1項の規定により捕獲した野犬等を逸走させ、又は捕獲のために設置した器具を移動し、若しくは損傷してはならない。

4 市長は、管理員等が第1項の規定により野犬等を收容したときは、飼い主の判明しているものについては当該飼い主に当該野犬等を引き取るべき旨を通知し、飼い主の判明していないものについてはその旨を2日間公示するものとする。

5 市長は、飼い主が前項の通知の到達後又は公示期間の満了後1日以内に收容された野犬等を引き取らないときは、当該野犬等について適正に飼養をすることができる者と認められる者に譲渡することその他の方法により当該野犬等を処分することができる。ただし、その期間内にやむを得ない理由により引き取ることができない飼い主が收容期間の延長について市長の承認を得たときは、当該承認をした期間が経過するまでは、当該野犬等を処分することができない。

(野犬の掃討)

第10条 市長は、野犬が人の生命若しくは身体に害を加え、又は加えるおそれがあり、かつ、通常の方法によっては捕獲することが著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定めて船橋市動物愛護管理員に薬物の使用により野犬を掃討させることができる。

この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産に害を与えた野犬等を捕獲するとき。
- (2) 付近の住民から人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある旨の通報があった野犬等を捕獲するとき。
- (3) 空地、山林その他立ち入ることにより物件等に損傷を与えることのない場所にいる野犬等を捕獲するとき。

3 何人も、管理員等が第1項の規定により捕獲した野犬等を逸走させ、又は捕獲のために設置した器具を移動し、若しくは損傷してはならない。

4 市長は、管理員等が第1項の規定により野犬等を收容したときは、飼い主の判明しているものについては当該飼い主に当該野犬等を引き取るべき旨を通知し、飼い主の判明していないものについてはその旨を2日間公示するものとする。

5 市長は、飼い主が前項の通知の到達後又は公示期間の満了後1日以内に收容された野犬等を引き取らないときは、当該野犬等について適正に飼養をすることができる者と認められる者に譲渡することその他の方法により当該野犬等を処分することができる。ただし、その期間内にやむを得ない理由により引き取ることができない飼い主が收容期間の延長について市長の承認を得たときは、当該承認をした期間が経過するまでは、当該野犬等を処分することができない。

(野犬の掃討)

第10条 市長は、野犬が人の生命若しくは身体に害を加え、又は加えるおそれがあり、かつ、通常の方法によっては捕獲することが著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定めて船橋市動物愛護管理員に薬物の使用により野犬を掃討させることができる。

2 市長は、前項の規定により野犬を掃討しようとするときは、当該区域及びその付近の住民に対し、規則で定めるところによりその旨を周知するものとする。

3 何人も、船橋市動物愛護管理員が第1項の規定により野犬を掃討するために配置した薬物及びその旨を示した掲示物を移動し、又は損傷してはならない。

(犬又は猫の引取り等)

第11条 市長は、法第35条第1項又は第3項の規定により犬又は猫の引取りを求められたときは、引き取るべき日時及び場所を指定し、かつ、当該犬又は猫を引き取るための必要な指示を与えることができる。

2 市長は、法第35条第3項の規定により犬若しくは猫を引き取ったとき、又は法第36条第2項の規定により犬、猫等の動物を収容したときは、その旨を2日間公示するものとする。

3 市長は、法第35条第1項の規定により犬若しくは猫を引き取ったとき、又は飼い主が前項の公示期間の満了後1日以内に公示された動物を引き取らないときは、これらの動物について適正に飼養をすることができる者と認められる者に譲渡することその他の方法により当該動物を処分することができる。ただし、当該公示された動物にあっては、その期間内にやむを得ない理由により引き取ることができない飼い主が収容期間の延長について市長の承認を得たときは、当該承認をした期間が経過するまでは、当該動物を処分することができない。

#### 第4章 勧告及び措置命令

第12条 市長は、第6条(第1項第7号及び第3項を除く。)の規定に違反していると認める者に対し、期限を定めて、施設を設置し、又は改善することその他動物の管理上必要な措置を講ずべきことについて勧告す

2 市長は、前項の規定により野犬を掃討しようとするときは、当該区域及びその付近の住民に対し、規則で定めるところによりその旨を周知するものとする。

3 何人も、船橋市動物愛護管理員が第1項の規定により野犬を掃討するために配置した薬物及びその旨を示した掲示物を移動し、又は損傷してはならない。

(犬又は猫の引取り等)

第11条 市長は、法第35条第1項又は第3項の規定により犬又は猫の引取りを求められたときは、引き取るべき日時及び場所を指定し、かつ、当該犬又は猫を引き取るための必要な指示を与えることができる。

2 市長は、法第35条第3項の規定により犬若しくは猫を引き取ったとき、又は法第36条第2項の規定により犬、猫等の動物を収容したときは、その旨を2日間公示するものとする。

3 市長は、法第35条第1項の規定により犬若しくは猫を引き取ったとき、又は飼い主が前項の公示期間の満了後1日以内に公示された動物を引き取らないときは、これらの動物について適正に飼養をすることができる者と認められる者に譲渡することその他の方法により当該動物を処分することができる。ただし、当該公示された動物にあっては、その期間内にやむを得ない理由により引き取ることができない飼い主が収容期間の延長について市長の承認を得たときは、当該承認をした期間が経過するまでは、当該動物を処分することができない。

#### 第4章 勧告及び措置命令

第12条 市長は、第6条(第1項第7号を除く。)の規定に違反していると認める者に対し、期限を定めて、施設を設置し、又は改善することその他動物の管理上必要な措置を講ずべきことについて勧告することがで

ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

#### 第5章 雑則

(報告及び検査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係人から必要な報告を求め、又は管理員等に施設その他動物の飼養に係るのある場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第14条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 第9条第1項の規定により收容された野犬等、法第35条第3項の規定により引き取られた犬若しくは猫又は法第36条第2項の規定により收容された犬、猫等の動物の返還を求める者

ア 返還に要する手数料 1頭又は1匹につき 3,780円

イ 保管に要する手数料 1頭又は1匹につき1日 590円

- (2) 第11条第1項の規定により犬又は猫の引取りを求める飼い主 引取りに要する手数料

ア 生後91日以上 of 犬1頭又は猫1匹につき 2,030円

イ 生後91日未満 of 犬1頭又は猫1匹につき 400円

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

きる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

#### 第5章 雑則

(報告及び検査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係人から必要な報告を求め、又は管理員等に施設その他動物の飼養に係るのある場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第14条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 第9条第1項の規定により收容された野犬等、法第35条第3項の規定により引き取られた犬若しくは猫又は法第36条第2項の規定により收容された犬、猫等の動物の返還を求める者

ア 返還に要する手数料 1頭又は1匹につき 3,780円

イ 保管に要する手数料 1頭又は1匹につき1日 590円

- (2) 第11条第1項の規定により犬又は猫の引取りを求める飼い主 引取りに要する手数料

ア 生後91日以上 of 犬1頭又は猫1匹につき 2,030円

イ 生後91日未満 of 犬1頭又は猫1匹につき 400円

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

る。

(船橋市動物愛護管理員及び船橋市動物愛護指導員)

第15条 動物の愛護及び管理に関する指導、取締り等を行わせるため、法第37条の3第1項の規定に基づき、職員のうちから船橋市動物愛護管理員及び船橋市動物愛護指導員を置く。

2 船橋市動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養に関し専門的な知識を有するものをもって充てる。

3 船橋市動物愛護管理員及び船橋市動物愛護指導員は、その職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の求めに応じ示すものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 罰則

(罰則)

第17条 第12条第2項の規定による命令(第6条第2項第1号及び第3号に係るものに限る。)に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第18条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第19条 第12条第2項の規定による命令(第6条第1項第1号から第6号まで及び第8号並びに第2項第2号に係るものに限る。)に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項の規定に違反して届出を怠った者

(2) 第9条第3項の規定に違反して野犬等を逸走させ、又は器具を移動し、若しくは損傷した者

る。

(船橋市動物愛護管理員及び船橋市動物愛護指導員)

第15条 動物の愛護及び管理に関する指導、取締り等を行わせるため、法第37条の3第1項の規定に基づき、職員のうちから船橋市動物愛護管理員及び船橋市動物愛護指導員を置く。

2 船橋市動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養に関し専門的な知識を有するものをもって充てる。

3 船橋市動物愛護管理員及び船橋市動物愛護指導員は、その職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の求めに応じ示すものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 罰則

(罰則)

第17条 第12条第2項の規定による命令(第6条第2項第1号及び第3号に係るものに限る。)に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第18条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第19条 第12条第2項の規定による命令(第6条第1項第1号から第6号まで及び第8号並びに第2項第2号に係るものに限る。)に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項の規定に違反して届出を怠った者

(2) 第9条第3項の規定に違反して野犬等を逸走させ、又は器具を移動し、若しくは損傷した者

(3) 第10条第3項の規定に違反した者  
(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第17条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第6条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第6条の2第3項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に千葉県犬取締条例(昭和43年千葉県条例第33号。以下「犬取締条例」という。)第8条第1項の規定により抑留されている犬は、第14条第1項の規定により収容された犬とみなす。

3 この条例の施行の際現に危険な動物の飼養及び保管に関する条例(昭和54年千葉県条例第23号。以下「危険動物飼養条例」という。)第21条の規定により掲示されている標識は、第7条の規定によりなされた表示とみなす。

4 この条例の施行前に犬取締条例及び危険動物飼養条例の規定により、千葉県知事が行った許可、処分その他の行為又は千葉県知事に対して行われた申請その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月31日条例第9号)

(3) 第10条第3項の規定に違反した者  
(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第17条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に千葉県犬取締条例(昭和43年千葉県条例第33号。以下「犬取締条例」という。)第8条第1項の規定により抑留されている犬は、第14条第1項の規定により収容された犬とみなす。

3 この条例の施行の際現に危険な動物の飼養及び保管に関する条例(昭和54年千葉県条例第23号。以下「危険動物飼養条例」という。)第21条の規定により掲示されている標識は、第7条の規定によりなされた表示とみなす。

4 この条例の施行前に犬取締条例及び危険動物飼養条例の規定により、千葉県知事が行った許可、処分その他の行為又は千葉県知事に対して行われた申請その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月31日条例第9号)

<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成25年6月17日条例第23号) この条例は、平成25年9月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成31年3月29日条例第1号) 抄</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成25年6月17日条例第23号) この条例は、平成25年9月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成31年3月29日条例第1号) 抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和2年3月30日条例第8号) この条例は、令和2年6月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年3月29日条例第11号)</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和2年3月30日条例第8号) この条例は、令和2年6月1日から施行する。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に犬又は猫(いずれも生後91日未満のものを除く。以下同じ。)の飼養(保管を含む。以下同じ。)をしている飼い主(改正後の第6条の2第1項に規定する飼い主をいう。)のうち、その犬又は猫の数(犬及び猫を飼養をする場合にあっては、これらの数を合計した数)が一の同項に規定する施設(以下「施設」という。)において同項の規則で定める数以上であるものは、令和3年7月1日から30日以内に、施設ごとに、同項各号に掲げる事項を記載した届出書に同項の規則で定める書類を添付して市長に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による届出をした者は、改正後の第6条の2第1項の規定による届出をした者とみなす。</p> <p>4 附則第2項の規定による届出をせず、又</p>	

は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。